第55回倉敷市農業祭制作業務に係る企画提案書募集要領

1 総則

第55回倉敷市農業祭の委託業者選定に係る企画提案書の募集については、この要領に 定める。

2 業務内容

- (1)業務名 「第55回倉敷市農業祭制作業務」
- (2) 委託契約期間 契約締結日から令和7年12月1日(月)
- (3) 委託業務内容 別添「第55回倉敷市農業祭制作業務委託仕様書」のとおり。

3 事業費

3,572千円を上限とする。

(事業費には、イベント制作費のほか、設営・撤去にかかる経費、運搬費その他諸経費 及び消費税等を含むものとする。なお、見積書の個々の単価は税抜金額で表示すること とする。)

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていないこと。
- (2) 応募受付日から契約締結の日までの間において、倉敷市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事 再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行っていな いこと(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手 続開始の決定を受けている者を除く。)。
- (4) 民間企業、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動 法人、シルバー人材センター、その他の法人又は法人以外の団体等であり、かつ、宗

教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある 団体でないこと。

- (5) 過去に、本業務と同種又は類似の業務を実施した実績があること。
- (6) 岡山県内に本社、支社、営業所その他事業所を置いて業務を行っていること。
- (7) 賦課されているすべての税(国税・県税・市税等)について滞納がないこと。

5 プロポーザル実施スケジュール

事 項	期間
募集周知及び募集要領の配布	令和 7年 6月 9日(月)から
	令和 7年 6月18日 (水) まで
選定委員会参加表明書の提出期限	令和 7年 6月18日(水) 17時15分
質問受付期限	令和 7年 6月23日(月)17時15分
質問回答	令和 7年 6月25日(水) 17時15分
企画提案書の提出期限	令和 7年 7月10日(木) 17時15分
選定委員会の実施・選考	令和 7年 7月18日(金)
選定結果の通知・公表	令和 7年 7月25日(金)

6 応募手続等

- (1) 交付期間 令和7年6月9日(月)から令和7年6月18日(水)まで ※直接交付の場合は、8時30分~17時15分。ただし土日祝日は除く。
- (2) 交付方法 倉敷市農林水産課ホームページからダウンロードまたは倉敷市農業祭事務 局(倉敷市役所農林水産課内)で交付
- (3) 参加表明 選定委員会への参加希望者は参加表明書を令和7年6月18日(水)17 時15分までに倉敷市農業祭事務局(倉敷市役所農林水産課内)へ提出す ること。(郵送可。ただし提出期限内必着)

7 企画提案書募集に関する質問の受付及び回答

(1) 受付先 倉敷市農業祭事務局(倉敷市役所農林水産課内) 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

担 当:武、里見

電 話:086-426-3425 FAX:086-421-1600

メール: agfrfs@city. kurashiki. okayama. jp

(2)受付期間 令和7年6月23日(月)17時15分まで。

(3)受付方法 適宜様式でFAX又は直接持参、電子メールにて受け付ける。(電話等口頭による質疑には応じない)

(4)回答 令和7年6月25日(水)17時15分までに、選定委員会参加表明書提出 者に対してFAXにより行う。

- 8 企画提案書等の提出書類、提出期限等
 - (1) 提出書類
 - ① 企画提案書及び見積書
 - ・日本工業規格A4サイズ若しくはA3サイズ(カラー、白黒は不問)
 - ・表紙、企画提案書、見積書の順に左とじで綴り、表紙を除き25ページ以内(両面印刷可)とする。なお、ページのカウント基準は、A4片面を1ページとし、A3片面は2ページとする。
 - ・企画提案書、見積書にはページを付すること。
 - ② 企業概要書(組織内容、業務内容、及び事業実績のわかるもの)
 - ③ 納税証明書(完納証明書。コピー可)

※国 税・・・証明書の様式はその3の3

岡山県税・・・岡山県内に本社又は支店等を有する場合に必要 ※証明書の様式は「県徴収金の滞納がないこと」

倉敷市税・・・倉敷市内に本社又は支店を有する場合に必要

- (2) 提出期限など
 - ① 提出期限

令和7年7月10日(木)17時15分

- ② 企画提案書などの提出場所及び作成に関する問合せ先 7(1)に同じ
- ③ 提出部数

ア 企画提案書及び見積書 紙媒体で6部 (電子媒体は不可)

イ 企業概要書 紙媒体で6部

ウ 納税証明書 1通ずつ

④ 提出方法

持参または郵送とする。

郵送の場合は、書留郵便など配達記録が残る方法に限るものとし、提出期限内必着とする。

⑤ 書類選考

提案者の数が5を超える場合には、書類選考を行い、選定委員会の対象を概ね5以内 の提案に限定する場合がある。

⑥ 提出に当たっての注意事項

- ア 郵送する場合は、封書の表に「第55回倉敷市農業祭制作業務に係る企画提案書等在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった企画提案書等は無効とする。
- イ 提出された企画提案書等は、変更又は取消を行うことは出来ない。また、返還も 行わないものとする。ただし、内容に提案漏れがあった場合には、別途連絡し、 修正分の提出を依頼する(修正分の提出期限は随時指示する)。
- ウ 1社当たり1件の企画を限度とし、1件を越えて申込みを行った場合はすべて無効とする。
- エ 参加資格を満たさない者が提出した企画提案書等は無効とする。
- オ 虚偽の記載をした企画提案書等は無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。
- カ 企画提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーションの出席に係る費用は提出 者の負担とする。
- キ 提出された企画提案書等は、企画提案書等の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。委託業者選定の結果、契約相手になった者が提出した企画提案書等の内容は、倉敷市情報公開条例に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報(個人情報、法人等の正当な利益を害する恐れがある情報等)を除いて開示される場合がある。

- ク 企画提案書等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書などの提出を求めることがある。
- ケ 企画提案書等に記載すべき事項は仕様書のとおりであり、具体的にかつ簡潔に示すこと。

9 選定委員会の開催

- (1) 実施日時 令和7年7月18日(金)
- (2) 実施場所 倉敷市役所 206会議室(倉敷市西中新田640)
- (3) 所要時間 ア 企画提案書及び見積書に対する説明(20分以内)イ 選定委員からの質問(10分以内) 計30分以内
- (4) 提案の順番 企画提案書受理の先着順
- (5) 留意事項
 - プレゼンテーションに際しては、提出した企画提案書及び見積書のみ使用すること。また、プレゼンテーション時の追加資料の提出やパソコンやプロジェクター等の機材の使用は認めない。
 - 出席できない場合は、企画提案参加の意思がないものとみなす。
 - ・ 実施時間等詳細な日程は、選定委員会前日までに別途提案者に通知する。

10 審査方法

- (1) 企画提案書等の審査は、倉敷市農業祭委託業者選定委員会が行う。
- (2) 選定委員会は、倉敷市農業祭役員、倉敷市農業祭実行委員長、倉敷市農業祭実行委員 で構成し、委員長は倉敷市農業祭役員をもってあてる。
- (3) 企画提案書及び見積書とプレゼンテーション内容を総合的に評価し決定する。なお、 選考基準は別添「第55回倉敷市農業祭制作業務委託審査項目」によるものとし、得 点及び審査経緯については公表しない。
- (4)審査結果は、選定された提案者及び選定されなかった提案者に対し7月25日(金) 以降FAXにより通知を行う。なお、選定結果に対する異議等は一切受け付けない。

11 契約の締結

- (1) 10において選定された者と交渉を行い、内容について合意の上、別途関係法令等により契約手続を行い、契約書を交わす。
- (2) 当該業務を進めるにあたり、選定された企画提案書を極力尊重するが、その内容に限 定されることなく、選定者と協議して変更することができるものとする。
- (3) 委託費の支払いについては、契約期間終了後、事業完了報告書の提出を受け、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

12 その他

- (1) 審査の経緯および内容に関しては、いかなる問合せにも応じないものとする。
- (2) 見積金額が異常に低い場合や公正な取引の秩序を乱す恐れがあり、著しく不適当と認められる場合には、当該提案者から説明を求める場合がある。
- (3) 本業務を委託する相手方の決定については、選出業者を対象として市の内部手続きを 経た上で決定されるもので、提案者の選出結果をもって本業務を委託する相手方を決 するものではない。